

学びの環境づくり支援事業

生徒指導課

- 暴力行為、いじめ、不登校、児童虐待などの課題が多い中学校区において、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進していくため、中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置する。
- 小中学校間のスムーズな連携と、教育相談体制の充実・活性化を図り、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりをめざす。

スクールカウンセラー

- ・児童生徒への
 カウンセリング
- ・保護者への援助
- ・教員への
 コンサルテーション
- ・ケース会議等
 への参加
- ・外部機関との
 連携を推進



A中学校区

A中学校

B小学校

C小学校

D小学校

中学校区で効果的な活用

- ・中学校区での課題や目標の共有
- ・弾力的な時間の運用
- ・中学校区での合同研修会
- ・情報交換、情報共有
- ・保護者が相談しやすい環境づくり

暴力行為、いじめ、不登校等の課題を抱える
中学校区 15地域
(小学校45校、中学校15校)

安心して学べる環境づくりを小中学校間で
つなげていく「途切れのない支援」

期待される効果：
学習基盤の安定

- ・小中学校間での連携強化
- ・教育相談体制の充実・活性化
- ・問題行動の未然防止
- ・暴力行為、不登校等の減少

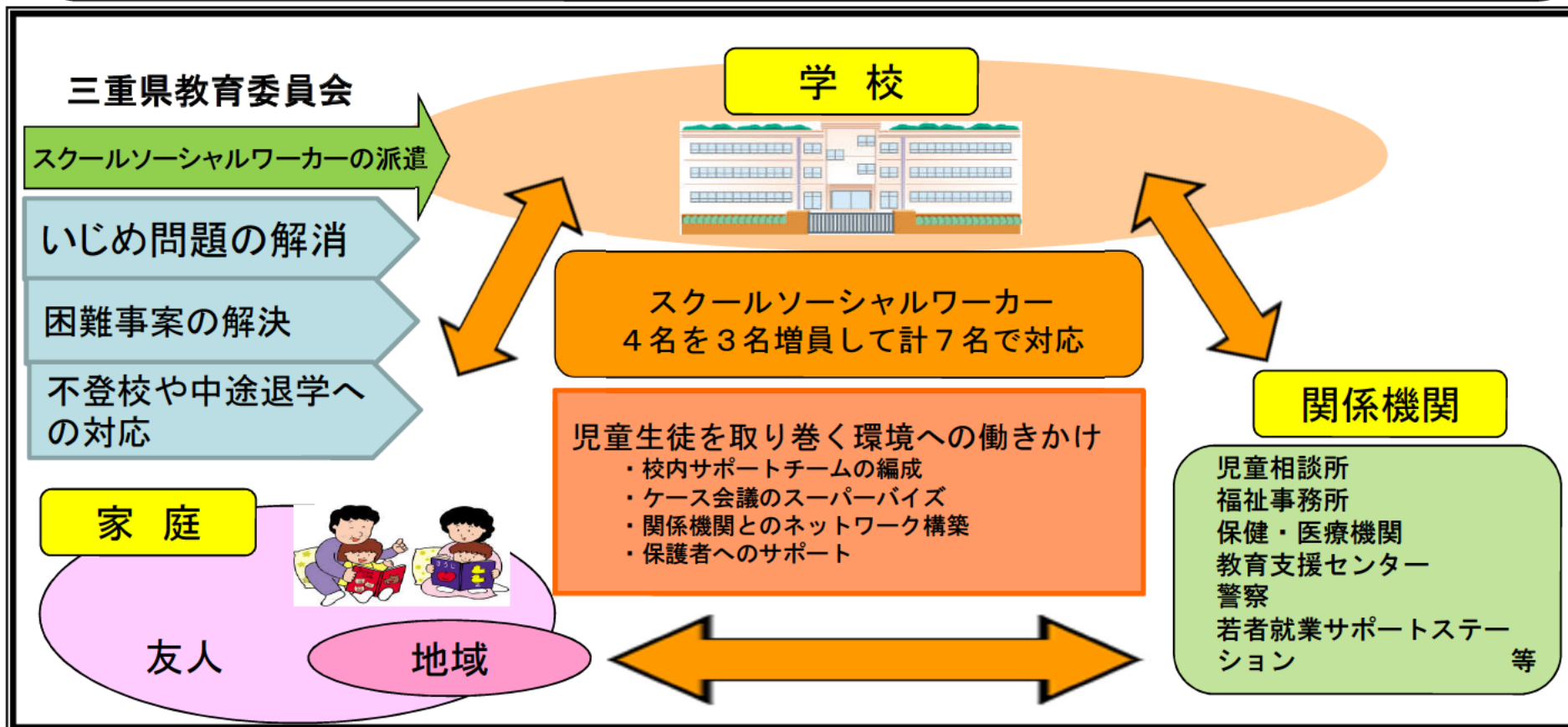


学力の向上

スクールソーシャルワーカー派遣事業及びスクールソーシャルワーカー緊急派遣事業

生徒指導課

- いじめを早期に発見し、的確に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の相談に応じたり、関係機関とのネットワークの活用を通じて援助を行うスクールソーシャルワーカーを県教育委員会に配置して、各学校の支援要請に応じる。
- 不登校や中退を防止するため、若者就業サポートステーション等と連携して、早期の段階から訪問支援などを行い、キャリアパスの再構築を支援し、意欲の喚起につなげる。（県立高等学校6校に定期派遣）
- スクールソーシャルワーカーを、現在の4名から3名増員して7名とし、各学校からの要請に迅速に対応する。



いじめ巡回相談員配置事業

生徒指導課

いじめの問題について支援が必要で、スクールカウンセラーが配置されていない小学校に、「いじめ巡回相談員」を派遣します。市町教育委員会に配置された「いじめ巡回相談員」は、次の業務を行います。

- ① 集団の中でうまく関係を持っていないなど、気になる児童を中心に、日常的な関わりを深めます。
- ② 児童の不安や悩みの相談相手となります。
- ③ 子育ての悩みなど、保護者の相談相手となります。

県教育委員会【巡回相談員15名を配置】

市町へ派遣

状況の把握

県教委には連絡調整員を置き、市町との情報交換等を密に行います。

